



平成 29 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フォーサイド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 假 屋 勝  
(JASDAQ・コード 2330)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 飯 田 潔  
電 話 0 3 - 6 2 6 2 - 1 0 5 6

## 当社連結子会社における新たな事業の開始並びに第三者割当てにより発行される株式及び第 10 回新株予約権の募集並びに当社連結子会社における固定資産の取得に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 27 日開催の取締役会において、当社連結子会社における新たな事業の開始並びに第三者割当てにより発行される株式及び第 10 回新株予約権の募集並びに当社連結子会社における固定資産の取得について決議しましたので、お知らせいたします。

記

### I. 当社連結子会社における新たな事業の開始

#### 1. 事業開始の趣旨

当社グループは、新たな事業ポートフォリオを構築することにより、業容の拡大と事業リスクの分散を実現する経営戦略を推進しており、これまでも「株式会社モビぶっく」と「フォーサイドメディア株式会社」が展開する、従来からの基軸事業であるデジタルコンテンツ事業分野に加え、「フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社」にて金融関連事業を、そして「フォーサイドリアルエステート株式会社」及び、「日本賃貸住宅保証機構株式会社」にて、不動産関連事業に取り組むなど、継続して新たな市場分野への事業参入を積極的に行っております。

当社グループでは、新たな事業ポートフォリオを更に構築する取り組みを推進しており、ブロックチェーンを活用したフィンテック関連事業を開始するために、カナダにてブロックチェーン・仮想通貨・マイニングに関連したサービスを提供しております DMG Blockchain Solutions Inc. (本社: Vancouver B.C. Canada 代表取締役会長: Chris Filiatrault 以下「DMG」と言います。)(注1)及び、日本国内にてブロックチェーン・仮想通貨・マイニングに関わるソフトウェア開発とデザイン・コンテンツ制作の実績があります株式会社プライムキャスト(本社: 東京都台東区 代表取締役: 青木義行 以下「プライムキャスト」と言います。)(注2)とフィンテック関連事業の開始に向け協議しております。

この度、DMGがカナダにて提供するブロックチェーン・仮想通貨・マイニングに関連したサービスを活用し、ブロックチェーンを活用したフィンテック関連事業を当社 100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社において行うことが当社グループ全体の業容拡大及び安定的な収益確保、企業価値の向上に繋がると判断し決議いたしました。

(注1) DMG Blockchain Solutions Inc. ( Web サイト <http://www.dmgblockchain.com/> )

DMG は、カナダ・バンクーバーを拠点に、ブロックチェーン関連技術の開発の他、複数のマイニング工場(仮想通貨マイニング施設)を運営し、独自のマイニング専用コンテナの開発や、水力発電等の独自の電力供給ルートを活用した仮想通貨マイニングソリューションを提供しています。

(注2) 株式会社プライムキャスト( Web サイト <http://www.primecast.co.jp/> )

プライムキャストは、1998年創業より、UIデザイン・UXデザインからアプリ開発までのシームレスなソフトウェア開発サービスの提供を行っております。特に、ユーザーに感動的な最高の体験を提供するために、UI・UXデザインを重視した製品開発を行っておりブロックチェーン関連の技術開発については、DMGと協力関係にありブロックチェーン関連ソフトウェアを含めた多くの開発実績があります。

## 2. 新たな事業の概要

### (1) 新たな事業の内容

当社 100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社においてフィンテック関連事業を新たに行います。

DMG 及びプライムキャストとの協力関係を強化していくことにより、当社が進めている、「オンラインショッピング決済」や「スマートフォン電子決済」を始めとしたインバウンドビジネスの対策強化として、両社の仮想通貨に関連したブロックチェーン技術を活かし、仮想通貨を利用したサービスの拡充に取り組んでまいります。

上記のとおり、DMG の提供するサービスを活用し、まずは、自社のマイニングファーム(採掘工場:ビットコインやイーサリアム等を代表とした仮想通貨の生成を行う作業を行う)をカナダに新規開設し、マイニングによって生成した仮想通貨の保有者となり売買を行うマイニング事業を行います。

また、カナダにおいて複数のマイニング工場を運営している DMG と共にマイニング事業の拡大を進め、DMG 社と協力関係にあるプライムキャストとも連携することで、今後は、国内を含めたマイニング事業の展開を計画しております。

### (2) 当該事業を担当する部門等

当社 100%子会社のフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社にてマイニング作業を行う為のコンピュータ機器(マシン)を取得しフィンテック関連事業を行う予定です。

### (3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

後記「Ⅱ. 第三者割当ての方法により発行される株式及び第 10 回新株予約権の募集 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及びⅢ. 当社連結子会社における固定資産の取得 2. 取得資産の内容」をご参照ください。

## 3. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 29 年 12 月 27 日
(2) 事業開始期日	平成 30 年 1 月 31 日(予定)

## 4. 今後の見通し

本件新たな事業の開始による当期(平成 29 年 12 月期)の業績に与える影響は軽微であります。また、来期以降の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、詳細等が判明次第速やかにお知らせいたします。

## Ⅱ. 第三者割当ての方法により発行される株式及び第 10 回新株予約権の募集

### 1. 募集の概要

#### (1) 株式

(1) 払込期日	平成 30 年 1 月 19 日
(2) 発行新株式数	普通株式 2,000,000 株
(3) 発行価格	1 株につき金 275 円
(4) 発行価格の総額	550,000,000 円(差引手取概算額: 544,868,000 円)

(5) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。
( 割当予定先)	Eastmore Strategies Limited 2,000,000 株
(6) その他	金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2)第 10 回新株予約権

(1) 割当日	平成 30 年1月 12 日
(2) 新株予約権の総数	25,000 個(新株予約権 1 個当たり 100 株)
(3) 発行価額	総額 20,000,000 円(新株予約権 1 個当たり 800 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	2,500,000 株
(5) 資金調達額	707,500,000 円
	(内訳)
	新株予約権発行分 20,000,000 円
	新株予約権行使分 687,500,000 円
(6) 行使価額	275 円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。
( 割当予定先)	Eastmore Strategies Limited 2,500,000 株(25,000 個)
(8) その他	<p>(i)行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>(ii)本新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該各取引日における行使価格の 150%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 800 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部取得する場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする予定です。</p> <p>(iii)本新株予約権の行使期間内に、株価が行使価格を下回って推移し行使が行われない場合、及び株価が行使価格を上回るものの行使が行われない場合であつてかつ当社が本新株予約権の取得条件を満たし、本新株予約権を取得したときは、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p> <p>(iv)譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p> <p>(v)その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

2.募集の目的及び理由

当社は、前記「I. 当社連結子会社における新たな事業の開始 1. 事業開始の趣旨及び2. 新たな事業の概要」に記載のとおりフィンテック関連事業を新たに行うにあたりその必要な資金を調達するため、各種資金調達方法につ

いて慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが、当社が採り得る最良の選択肢であるとの結論に至りました。本資金調達を選択した具体的な検討内容につきましては、以下のとおりとなります。

間接金融(金融機関等からの借入)につきましては継続して資金需要の変動に合わせた一定規模のコミットメントラインによる借入を交渉しているものの資金調達のクロージングには至っておりません。

公募増資による新株式発行の場合、一度に新株式を発行して安定かつ確実な資金調達ができる反面、株式の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、当社グループの財政状況等に鑑み当社株式を引受ける証券会社が存在するかも不明であるため、当社として必要とする時期までに確実に資金調達することも難しいと判断いたしました。

MSCB及びMSワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権又は行使価額修正条項付新株予約権については、発行後においても転換価格又は行使価格が固定されておらず、また、MSCBに関しては、潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に及ぼす影響が大きく適切ではないと判断いたしました。

ライツ・オフリングは、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリング及び新株予約権の権利行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにつきましては、新株予約権の割当を受けた者等による投資行動の如何によっては、当社が調達できる資金の額が想定を下回る可能性があること等から適切ではないと判断いたしました。

本第三者割当増資の調達方法について、本第三者割当増資の調達方法のうち、本新株式については、Eastmore Strategies Limited が一定額を引き受けていただくことにより資金を機動的に、更には確実に調達できることが大きな利点となっております。また、本新株予約権については当社株式の株価及び流動性の動向次第で新株予約権の行使が左右される可能性があるため実際に調達できる金額は当初想定された調達金額を下回るおそれがあるものの、本新株予約権の発行時に一定額の調達資金を確保できるとともに、必要となる資金額全部を新株式の発行で一度に行った場合と比べて株式の希薄化の懸念は抑制されることが想定され、株価への影響も軽減することが期待され既存株主の皆様の株式の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の資金調達方法と比して最良であると判断いたしました。

本第三者割当増資の検討にあたり、具体的に当社が本新株予約権の割当先の引受予定先に求めた点として、純投資であること、既存株主の株式価値の急激な希薄化を伴わないこと、株式の流動性向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること等であります。このような中、本新株予約権の割当候補先であったEastmore Strategies Limitedとの協議の結果、Eastmore Strategies Limitedより当社の要望を受け入れたうえで本第三者割当増資のうち、Eastmore Strategies Limitedより、本新株予約権の引受けに応じることが可能であるとの回答が得られています。なお、当社が重視した本第三者割当増資のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

#### <メリットとなる要素>

##### ①資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本株予約権の取得日を定めたときは、当該取得日の2週間前までに Eastmore Strategies Limited に対して取得日の通知又は公告を行った上で、払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。

##### ②株式の希薄化への配慮

本新株予約権の行使価格は、原則として、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、割当予定先である Eastmore Strategies Limited は、純投資目的であるため、当社の業績及び株式市況環境により株価が行使価格を上回らない場合、本新株予約権の行使は実施されず、本第三者割当増資に伴う株式価値の希薄化の影響は

新株式を一度に大量に発行する場合と比較して軽減できると考えられます。

### ③流動性の向上

本新株式の発行及び本新株予約権の行使により発行される株式総数は、当社発行済株式総数 27,775,204 株に対して 16.20% (4,500,000 株) であり、本新株予約権の割当先である Eastmore Strategies Limited により、本新株予約権の行使により発行される株式を順次市場にて売却することで、株式の流動性が向上することが見込まれます。また、本新株予約権については、行使価格が固定されていることから、株価が行使価格を下回る場合には行使が進まないため、本第三者割当増資による株価下落リスクは限定的であると考えています。

#### <デメリットとなる要素>

##### ①既存株式の希薄化

本新株式本新株予約権の行使が進んだ場合 2,500,000 株の新株式が交付されるため、本新株式の発行 2,000,000 株と合計して 4,500,000 株の新株式が発行され、既存株式の希薄化が生じること。

##### ②当社の株価が下落する可能性

各割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があり、この場合、当社の株価が下落する可能性があります。なお、割当予定先である Eastmore Strategies Limited からは、当社普通株式を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨口頭にて確認をしております。

以上により、当社は今回の割当予定先に対する本新株式の発行及び本新株予約権の発行を組み合わせる手法が現時点における最良の選択肢であると判断し、本日開催の当社取締役会において第三者割当による本新株式の発行及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	1,257,500,000 円
	(内訳)	
	新株式の発行	550,000,000 円
	第 10 回新株予約権の発行	20,000,000 円
	第 10 回新株予約権の行使	687,500,000 円
②	発行諸費用の概算額	5,132,000 円
③	差引手取概算額	1,252,368,000 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 29 年 12 月 26 日の当社普通株式の終値 302 円に 9.00% ディスカウントした価格に今回の増資により発行する株式数 2,000,000 株を乗じた金額及び本新株予約権の払込金額の総額 (570,000,000 円) に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (687,500,000 円) を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税、弁護士費用、新株予約権等算定評価報酬費用、その他の事務費用が含まれております。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### 本新株式及び本新株予約権

	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
①	マイニングファームのマシンの購入	447	平成 30 年 1 月から

	内訳 本新株式及び本新株予約権の払込による 充当	(447)	平成30年2月まで
②	マイニングファームセットアップ費用	117	平成30年1月から 平成30年3月まで
	内訳 本新株式による充当	(117)	
③	マイニングファームのマシンの追加購入	548	平成30年4月から 平成32年12月まで
	内訳 本新株予約権の行使による充当	(548)	
④	マイニングファームのマシンの追加購入に よるセットアップ費用	138	平成30年4月から 平成32年12月まで
	内訳 本新株予約権の行使による充当	(138)	

※調達資金を実際に支出するまでは、資産の保全を目的とし、普通預金にて運用していく予定であります。

本新株予約権の行使状況により、本新株予約権の行使による調達金額が上記「(1)調達する資金の額」に記載の金額に満たない場合には、マイニングファームのマシンの追加購入数量を減らし、③及び④に記載の支出予定金額を減額する予定です。

#### ①マイニングファームのマシン購入費

自社のマイニングファーム(採掘工場:ビットコインやイーサリアム等を代表とした仮想通貨の生成を行う作業を行う)を新規開設し、マイニング事業(生成した仮想通貨の保有者となり売買を行う)を展開します。このマイニング作業を行う為のコンピュータ機器(マシン)の購入する為に、本新株式及び本新株予約権の発行に伴い調達する資金447百万円を充当いたします。

#### ②マイニングファームセットアップ費用

自社のマイニングファームのセットアップの為に、本新株式の発行に伴い調達する資金117百万円を充当いたします。

#### ③マイニングファームのマシンの追加購入

マイニングファームの生産能力向上のため、マイニング作業を行う為のコンピュータ機器(マシン)を追加購入いたします。そのコンピュータ機器(マシン)の購入代金に、本新株予約権の行使による調達額548百万円を充当いたします。

#### ④マイニングファームのマシンの追加購入によるセットアップ費用

マイニングファームのコンピュータ機器(マシン)の追加購入により、そのコンピュータ機器(マシン)のセットアップの為に、本新株式の発行に伴い調達する資金138百万円を充当いたします。

本第三者割当により調達した資金を上記のとおり、マイニングファームを新規開設するために、新株式及び新株予約権の発行による調達される金額をもって充当いたします。また、新株予約権の行使状況に応じて、マイニングファームの生産能力向上のための設備投資に充当してまいります。

上記設備投資を行うことで開始するマイニング事業の事業計画上前提とした1ビットコインのレートは直近3ヶ月平均の80万円であり、当該計画における損益分岐点となるビットコインのレートは74万円であります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を当社の新規事業であるフィンテック関連事業に充当することは、業容の拡大及び営業基盤の拡大に資するものであり、業績拡大につながるものと考えています。

よって、当該資金使途は、企業価値向上を実現するものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の継続的

な黒字化を目指す上で業績の拡大へとつながり合理的であると判断しています。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

当社は、本新株式の発行価格を決定するにあたっては、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値 302 円を勘案し、割当予定先とも協議いたしました結果、275 円とすることとしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の終値から 9.00%のディスカウント、同日までの1ヶ月平均株価から 1.78%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価から 5.49%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価から 14.86%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」といいます。)にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価格)に0.9を乗じた額以上の価格であること。」に準拠するものであることを根拠としております。

また、発行価格の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが要であると考えております。当社といたしましては、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断しました。さらに、発行価格について取締役会決議日の直前営業日(平成 29 年 12 月 26 日)の終値からディスカウント率を 9.00%とした経緯につきましては、当社と各割当予定先との間で、発行価格について、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を前提として、最終交渉を行いました。割当予定先である Eastmore Strategies Limited から、日証協指針に準拠した範囲内でのディスカウントの要望があり、当社としては既存株主への株式の希薄化、発行価格の影響度、直近の資金需要、並びに日証協指針の準拠等を慎重に検討しつつ、各割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があると判断しました。

また、当社監査役 3 名(全員が会社法上の社外監査役)からは、払込金額の検討は、東京証券取引所における取引終値を基準に検討・決定を行い、大幅なディスカウントも行われていないことから有利発行には当たらず、決定手続きはすべて適法適正に行われており、その判断も妥当である旨の意見表明を受けております。

#### ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である Cenxus Asset Management 株式会社(代表取締役 青島 信吾 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(302 円)、権利行使価格(275 円)、配当率(0.0%)、権利行使期間(3 年)、無リスク利率(-0.121%)、株価変動性(62.65%)、当社の行動(割当予定先の権利行使を待つものとする。ただし、当社の株価(終値)が新株予約権の行使価額に 150%を乗じた価格を上回った場合に、残存する新株予約権を 2 週間後に発行価格により取得するものとする。)並びに割当予定先の行動及(株価が権利行使価格以上の場合、1日に 60 個ずつ権利行使を行い、行使により得た株式は 1 日あたり売買出来高の約 2.00%を目処に売却し、全て売却した後次の権利行使を行うものとする。)について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権を1個当たり 800 円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を上記の評価の結果と同じ 800 円(1株当たり 8 円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値である1株当たり 302 円に 0.91 を乗じた 275 円に決定いたしました。行使価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均 280 円に対するダウン率は 1.78%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均 291 円に対するダウン率は 5.49%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均 323 円に対するダウン率は 14.86%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額は、Census Asset Management 株式会社の算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役 3 名(全員が会社法上の社外監査役)からは、Census Asset Management 株式会社は、本件資金調達に係る公正価値評価の業務委託契約を除き、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、Census Asset Management 株式会社は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、Census Asset Management 株式会社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して Census Asset Management 株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は Census Asset Management 株式会社によって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式の発行株式数は 2,000,000 株であり、平成 29 年 11 月 30 日現在の当社発行済株式総数 27,775,204 株に対し 7.20% (平成 29 年 11 月 30 日現在の当社議決権個数 270,618 個に対しては 7.39%)、本新株予約権の行使による発行株式数は 2,500,000 株であり、発行済株式総数に対し 9.00% (議決権個数に対しては 9.24%) であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は発行済株式総数に対し 16.20% (議決権個数に対しては 16.63%) であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、「5. 調達する資金の額、用途及び支出時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」において記載しましたとおり、本第三者割当増資により調達した資金を当社の新規事業であるフィンテック関連事業を開始することにより業容を拡大し安定的な収益を確保することは、当社の企業価値の向上に資すると考えています。また、継続的な更なる黒字化に向けたステップとして売上規模の拡大、営業利益、営業キャッシュ・フローのプラス幅の拡大、上記事業活動の成果の表面化による事業活動に関わる幅広い企業との関係構築、金融機関からの信頼構築等を実現することが可能になると考えております。加えて、割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却されることが想定されるため、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

上記により当社の企業価値が向上することは、既存株主の皆様への利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

①	名 称	Eastmore Strategies Limited
②	所 在 地	DMS House, 20 Genesis Close, PO Box 1344, Grand Cayman, KY1 - 1108 Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④	組 成 目 的	投資目的
⑤	組 成 日	2016 年(平成 28 年)10 月 19 日
⑥	出 資 の 総 額	払込資本金:50,000 米ドル 純資産:5,072,472 米ドル
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	Eastmore Global, Ltd 100%
⑧	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称 Eastmore Global, Ltd
		所 在 地 DMS House, 20 Genesis Close, PO Box 1344, Grand Cayman, KY1 - 1108 Cayman Islands
		代表者の役 Director Jason Fitzgerald



	職・氏名	Director Kevin Phillip
	事業内容	投資事業
	資本金	払込資本金:259 米ドル 純資産:37,121,000 米ドル
⑨ 国内代理人の概要	名称	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル
	代表者の役職・氏名	代表取締役グループ・カンントリー・ヘッド ラファエル・シェミナ 代表取締役社長 島本 幸治
	事業内容	金融商品取引業 商品先物取引業
	資本金	357 億 6,500 万円
⑩ 上場会社と当該ファンドの関係	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
⑪ 上場会社と当該業務執行組合員の関係	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

割当予定先の出資者の概要

① 名称	Eastmore Global, Ltd	
② 所在地	DMS House, 20 Genesis Close, PO Box 1344, Grand Cayman, KY1 - 1108 Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2010年(平成22年)7月20日	
⑥ 出資の総額	払込資本金:259 米ドル 純資産:37,121,000 米ドル	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	Eastmore Holdings,Ltd 100%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	Eastmore Holdings,Ltd
	所在地	Vistra Corporate Services Centre, Second Floor, The Quadrant, Manglier Street, Victoria, Mahe, Republic of Seychelles
	代表者の役職・氏名	Director: David Subotic Director: Sasha M Szabo
	事業内容	投資事業
	資本金	1,000,000 米ドル
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
⑩ 上場会社と当該ファンドの関係	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

	人 的 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
⑪ 上場会社と当該業務執行組合員の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

Eastmore Global, Ltd の出資者の概要

① 名 称	Eastmore Holdings,Ltd	
② 所 在 地	Vistra Corporate Services Centre, Second Floor, The Quadrant, Manglier Street, Victoria, Mahe, Republic of Seychelles	
③ 代表者の役職・氏名	Director: David Subotic Director: Sasha M Szabo	
④ 事業内容	投資事業	
⑤ 資本金	1,000,000 米ドル	
⑥ 設立年月日	2015年(平成27年)6月10日	
⑦ 決算期	12月	
⑧ 発行済株式数	1,000,000 株	
⑨ 従業員数	該当事項はありません。	
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。	
⑪ 主要取引銀行	DMS Bank & Trust Ltd.	
⑫ 大株主及び持ち株比率	David Subotic 50% Sasha M Szabo 50%	
⑬ 上場会社と当該会社の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

当社は、割当予定先である Eastmore Strategies Limited と共通の出資者の支配下にあり、割当予定先の投資顧問を務め資産の運用管理を行う Eastmore Management, LLC と直接、面談・ヒアリングを実施しました。また、割当予定先に係る会社謄本等の閲覧及びインターネット調査を実施し、割当予定先及び割当予定先の役員、並びに主要株主(以下「割当予定先等」といいます。)が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認しております。

また、上記に加え、割当予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、割当予定先等が犯罪歴を有するか否か、並びに警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、独自に専門の信用調査機関(株式会社セキュリティー&リサーチ 東京都港区赤坂二丁目8番 11 号 代表取締役社長 羽田寿次)に調査を依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

割当予定先である Eastmore Strategies Limited は、Eastmore Global, Ltd が 100%出資しており、Eastmore Global, Ltd は Eastmore Holdings,Ltd の 100%子会社であります。

Eastmore Holdings,Ltd は Eastmore Management, LLC (40 Wall Street, 17th Floor, NY, 100005, USA) を設立した2人のパートナーによって設立された Eastmore Strategies Limited 及び Eastmore Global, Ltd の持株会社であります。Eastmore Management, LLC は Eastmore Strategies Limited 及び Eastmore Global, Ltd の投資顧問を務め資産の運用管理を行っております。

Eastmore Management, LLC は 2014 年に米国にて3人のパートナーによって設立されたオルタナティブ投資会社であり、現在米国と香港に拠点を構えており、まだ市場には見出されていないアルファを求めるとい運用哲学の元、クオンツ、スペシャルシチュエーションズ、ロング・ショート、ファンダメンタルズといった様々な運用・手法を用いて投資を行っております。同社の運用チームのコアメンバーは平均して15年以上の経験を持っております。特に、クオンツリサーチおよびクオンツ運用技術の開発を通して、同社は投資に関わるポートフォリオ運用及び流動性リスク等を素早く分析し、適切な運用をする点に強みを発揮してきました。運用アセットの総規模は公開されておきませんが、本年 10 月の時点において少なくとも 50 百万米ドルを様々なアセットを用いて運用しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当先とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

本新株式及び本新株予約権の引受けにつきましては、当社と平成 29 年 11 月に本第三者割当増資に関わるフィナンシャルアドバイザー契約を締結しました日本キャピタル証券株式会社(大阪府大阪市北区堂山町1番5号 代表取締役 生島 始郎)に相談し、提案を受けた本第三者割当増資による資金調達方法が、株式の希薄化に一時的な影響を抑制しつつ、機動的な資金調達を実施したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。

当社は、平成 29 年 11 月にキャピタル証券の紹介により Eastmore Management, LLC を紹介され、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の新規事業計画に理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である Eastmore Strategies Limited は、純投資を目的としています。また、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、当社の株価推移により適宜ご判断の上、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を口頭で確認しています。また、Eastmore Strategies Limited からは当社の株価が行使価額を上回っていることが前提となりますが、資金需要に応じて本新株予約権を行使する旨の意向表明を口頭で受けています。加えて、当社の企業価値及び株式価値を向上させることに十分に配慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却することにより利益を得る純投資の目的に基づき保有する旨の意向であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、長期保有は見込まれない予定です。なお、当社は、Eastmore Strategies Limited から、本第三者割当増資の払込期日(平成 30 年 1 月 19 日)より2年間において、本新株式の全部または一部を第三者に譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名または名称、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由および譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、平成 29 年 12 月 5 日及び平成 29 年 12 月 18 日時点における割当予定先である Eastmore Strategies Limited のブライムブローカーのステートメントを確認しておりますが、本新株式及び本新株予約権の発行にかかる払込み及び本新株予約権の行使のために総額 1,257 百万円の資金が必要になるところ、Eastmore Global, Ltd からの出資金 565 百万円(5,000,000 米ドル)及び Eastmore Management, LLC からの借入金 339 百万円(金額:3,000,000 米ドル 返済期限:2018 年(平成 30 年)12 月 17 日 金利:2.5%)を含め 保有財産として確認できているのはその 70%程度です。割当予定先である Eastmore Strategies Limited からは、本新株予約権の行使期間は3年間であり、当該保有財産に加えて Eastmore Management, LLC からの追加の借入金で行使をする方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の大部分を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確認しており、財産確認として問題ないと

判断いたしました。なお、Eastmore Management, LLC から借入れる資金につきましては Eastmore Management, LLC の自己資金の一部より充当されると口頭で確認しております。

#### (5) 株式貸借に関する契約

本第三者割当増資に際し、平成 29 年 12 月 28 日以降にレクセム株式会社(本社:東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 1 号 代表取締役社長:千原 紀男)と割当予定先の間で、株式消費貸借契約を締結する予定です。その株式消費貸借契約により、レクセム株式会社は当社の株式 130 万株を割当予定先に貸し付けており、割当予定先によれば、契約締結日から払込期日の前日であります平成 30 年 1 月 18 日までの間に、法令又は東京証券取引所の定めるルールの範囲内で、貸借した株式の全部又は一部を市場で売却することを予定しているとのことです。

貸借した株式 130 万株については、本第三者割当増資にて割り当てた株式及び市場で買い戻した株式にて弁済期日であります平成 30 年 1 月 31 日に返却される予定です。

#### 7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前	
R-1 第 1 号投資事業有限責任組合	11.85%
レクセム株式会社	6.62%
株式会社SBI証券	4.28%
松井証券株式会社	3.03%
日本証券金融株式会社	2.45%
小林 浩之	1.11%
マネックス証券株式会社	1.07%
富田 顕嗣	1.05%
下口 達次	0.80%
吉田 裕美	0.67%

(注) 1. 割当前の持株比率は、平成 29 年 6 月 30 日現在の株主名簿をもとに作成しています。

2. 割当予定先である Eastmore Strategies Limited の保有方針は純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。

#### 8. 今後の見通し

本件第三者割当てによる本新株式及び本新株予約権の発行による当期(平成 29 年 12 月期)の業績に与える影響は軽微であります。今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、本新株式により新たに発行される株式数は 2,000,000 株であり、また、本新株予約権の行使により新たに発行される株式数は 2,500,000 株であり、本新株式及び本新株予約権に係る潜在株式数は合計 4,500,000 株であります。このため、既存の普通株式の議決権については、約 16.63%(本新株式により約 7.39%、本新株予約権により約 9.24%)の希薄化が生じることとなりますが、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 過去3年間の業績(連結)

決算期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
売上高(百万円)	483	756	935
営業利益(百万円)	△710	△209	24
経常利益(百万円)	△691	△216	41
当期純利益(百万円)	△782	△481	34
1株当たり当期純利益(円)	△35.69	△20.93	1.37
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	22.74	17.30	35.17

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 29 年 12 月 27 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	27,775,204 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,179,400 株	7.84%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
始 値	1,520 円	221 円	165 円
高 値	1,489 円 (436 円)	353 円	381 円
安 値	1,080 円 (100 円)	133 円	126 円
終 値	225 円	160 円	172 円

(注)

1. 当社は、平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っております。
2. 平成 26 年 12 月期の高値、安値のカッコ内の数字は株式分割(平成 26 年 4 月 1 日、1:10)による権利落後の高値、安値を示しております。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	250 円	360 円	353 円	367 円	316 円	324 円
高 値	462 円	445 円	397 円	371 円	327 円	325 円
安 値	225 円	330 円	288 円	295 円	284 円	243 円
終 値	348 円	365 円	371 円	314 円	320 円	255 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 12 月 26 日
始 値	304 円

高 値	310 円
安 値	300 円
終 値	302 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成 27 年 3 月 25 日
調達資金の額	600,000,000 円
転換価格	1 株につき 268 円
募集時における発行済株式数	21,942,700 株
割当先	Jトラストベンチャーキャピタル合同会社
当該募集による潜在株式数	2,238,805 株
現時点における転換状況	転換済株式数:2,238,805 株
発行時における当初の資金使途	①“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発(23 百万円) ②“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの運用費(34 百万円) ③M&A、業務提携の推進(223 百万円) ④投資銀行部の運用資金(100 百万円) ⑤投資用不動産の購入(150 百万円) ⑥連結子会社の事業資金(70 百万円)
発行時における支出予定時期	①平成 27 年 12 月までに充当 ②平成 28 年 9 月までに充当 ③平成 29 年 12 月までに充当 ④平成 28 年 3 月までに充当 ⑤平成 28 年 3 月までに充当 ⑥平成 29 年 12 月までに充当
現時点における資金の充当状況	当初の資金使途に従い充当済みであります。

第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	平成 27 年 3 月 25 日
発行新株予約権数	18,000 個(新株予約権1個当たり 100 株)
発行価格	14,040,000 円(新株予約権1個当たり 780 円)
行使価格	220 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	410,040,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 14,040,000 円 新株予約権行使分 396,000,000 円
割当先	Jトラストベンチャーキャピタル合同会社
募集時における発行済株式数	21,942,700 株
当該募集による潜在株式数	1,800,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数:1,800,000 株(残高 0 個)
現時点における潜在株式数	0 株

現時点における調達した資金の額	410,040,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 14,040,000 円 新株予約権行使分 396,000,000 円
発行時における当初の資金使途	①M&A、業務提携の推進(327 百万円) ②その他運転資金(73 百万円)
発行時における支出予定時期	①平成 29 年 12 月までに充当 ②平成 28 年 3 月までに充当
現時点における資金の充当状況	①充当金額 127 百万円 ②充当金額 73 百万円

#### 第三者割当増資

払込期日	平成 29 年 6 月 2 日
調達資金の額	399,995,100 円
発行価格	1 株につき 223 円
募集時における発行済株式数	25,281,504 株
当該募集による発行株式数	1,793,700 株
募集後における発行済み株式総数	27,075,204 株
割当先	レクセム株式会社
発行時における当初の資金使途	日本賃貸住宅保証機構株式会社の株式の取得(399 百万円)
発行時における支出予定時期	平成 29 年 6 月までに充当
現時点における資金の充当状況	当初の資金使途に従い充当済みであります。

#### 第三者割当による第8回新株予約権の発行

割当日	平成 29 年 6 月 2 日
発行新株予約権数	9,569 個(新株予約権1個当たり 100 株)
発行価格	7,655,200 円(新株予約権1個当たり 780 円)
行使価格	201 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	199,992,100 円 (内訳) 新株予約権発行分 7,655,200 円 新株予約権行使分 192,336,900 円
割当先	R-1合同会社
募集時における発行済株式数	25,281,504 株
当該募集による潜在株式数	956,900 株
現時点における行使状況	行使済株式数:0 株(残高 9,569 個)
現時点における潜在株式数	956,900 株
現時点における調達した資金の額	7,655,200 円 (内訳) 新株予約権発行分 7,655,200 円 新株予約権行使分 0 円
発行時における当初の資金使途	①運転資金(1 百万円)

	②投資用不動産の取得(192百万円)
発行時における支出予定時期	①平成29年6月までに充当 ②平成32年5月までに充当
現時点における資金の充当状況	①充当金額 1百万円 ②充当金額 0百万円

### Ⅲ. 当社連結子会社における固定資産の取得

#### 1. 取得の理由

前記、「Ⅰ. 当社連結子会社における新たな事業の開始 2. 新たな事業の概要 (1) 新たな事業の内容及びⅡ. 第三者割当ての方法により発行される株式及び第10回新株予約権の募集 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

#### 2. 取得資産の内容

資産の名称及び所在地	取得価格(円)	現況
マイニング用コンピュータ機器 (BITMAIN S9 Antminers ) カナダ ブリティッシュコロンビア州	447,000,000	マイニングファーム
マイニングファーム付属設備 カナダ ブリティッシュコロンビア州	117,000,000	マイニングファーム
合計	564,000,000 円	

#### 3. 相手先の概要

(1) 名 称	DMG Blockchain Solutions Inc.	
(2) 所 在 地	605-815 Hornby Street Vancouver B.C. V6Z 2E6 Canada	
(3) 代表者の役職・氏名	Chairman Chris Filiatrault	
(4) 事 業 内 容	マイニングホスティングサービス ブロックチェーン・仮想通貨・マイニングに関連したサービスの提供	
(5) 資 本 金	90万カナダドル	
(6) 設 立 年 月 日	2016年(平成28年)9月7日	
(7) 純 資 産	72万カナダドル	
(8) 総 資 産	133万カナダドル	
(9) 大株主及び持株比率	Chris Filiatrault 22.4% 西 貴義 16.5% 古里 英文 16.5% Dan Reizik 14.6% Nick Ayling 14.6% Sheldon Bennett 14.6%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 への該当状	該当事項はありません。



	況	
--	---	--

#### 4.取得の日程

(1)	取締役会決議日	平成29年12月27日
(2)	契約締結日	平成30年1月31日(予定)
(3)	物件引渡期日	平成30年3月31日(予定)

#### 5.今後の見通し

本件固定資産の取得による当期(平成29年12月期)の業績に与える影響は軽微であります。また、来期以降の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、詳細等が判明次第速やかにお知らせいたします。

(別紙)

#### 発行要項

- 募集株式の種類 当社普通株式 2,000,000株
- 発行価格 1株当たり 275円
- 発行価格の総額 550,000,000円
- 資本組入額 1株につき138円
- 募集又は割当方法 第三者割当の方法による。
- 申込期日 平成30年1月12日
- 払込期日 平成30年1月19日
- 割当先及び割当株式数 Eastmore Strategies Limited 2,000,000株
- その他 本件第三者割当増資については、金融商品取引法による有価証券届出書の提出にかかる届出の効力発生を条件としております。

#### 株式会社フォーサイド 第10回新株予約権

#### 発行要項

- 新株予約権の名称 株式会社フォーサイド 第10回新株予約権(以下「本新株予約権」という)
- 本新株予約権の払込金額の総額 20,000,000円
- 本新株予約権の数 25,000個
- 申込期日 平成30年1月12日
- 割当日及び払込期日 平成30年1月19日
- 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。
- 本新株予約権の内容 Eastmore Strategies Limited 本新株予約権 25,000個

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数
- ① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式 2,500,000株とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、普通株式100株とする。但し、本項第(1)号②及び③により付与株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後付与株式数に応じて調整されるものとする。
  - ② 本項第(3)号に従って行使価額(本項第(2)号において定義される。以下同じ。)の調整を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする(但し、調整

後付与株式数を求める際、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③ 調整後付与株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本項第(3)号③及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④ 付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前付与株式数、調整後付与株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、本新株予約権1個あたりの行使により交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた額とする。

(3) 行使価額  
 ① 行使価額は1株あたり金275円とする。  
 ② 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \text{新発行} \cdot \times \\ \text{行使価} & = & \text{調整前} & \times & \text{処分株式} & \times & \text{1株あたりの} \\ \text{額} & & \text{行使価} & \times & \text{数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{額} & \times & & & \\ & & & + & & & \\ & & & & & & \text{1株あたりの時価} \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \end{array}$$

③ 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価(本項第(3)号④(ii)に定義される)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、下記(ii)の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く)調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)その他の証券若しくは権利を発行する場合調整後の行使価額は、発行される株式又

は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、また、当該発行において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前行} \\ \text{使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後行} \\ \text{使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式} \\ \text{数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本項第(3)号③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を

考慮する必要があるとき。

- ⑥ 本項第(3)号③乃至⑤により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権者は、平成30年1月19日から平成33年1月18日までの間(以下「行使可能期間」という)、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (6) 本新株予約権の譲渡 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の際の取扱い ① 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という)を行うときは、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を本項第(8)号②に定める条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。なお、当社は、本項第(8)号②に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなければならないものとする。
- ② 本項第(8)号①の場合における条件は以下のとおりとする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権(以下「承継新株予約権」という)の数 組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ロ. 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- ハ. 承継新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、本項第(1)号に準じて決定する。
- ニ. 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した組織再編行為後の行使価額に本(9)号②ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。但し、本新株予約権の当初の行使価額を上限とする。
- ホ. 承継新株予約権を行使することができる期間 承継新株予約権を行使することができる期間は、行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、行使可能期間の満了日までと

する。

へ. 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由

承継新株予約権の行使の条件及び取得事由は、本項第(5)号の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

ト. 譲渡による承継新株予約権の取得の制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

チ. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資金及び資本準備金に関する事項

本項第(7)号に基づいて決定する。

- (9) 新株予約権証券の発行の有無 本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権の取得事由 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価格の150%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金800円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部取得する場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする予定です。
9. 行使請求受付場所 株式会社フォーサイド 管理本部
10. 新株予約権の行使請求の方法 (1) 行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印のうえ、新株予約権原簿管理人に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という)を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という)に振り込むものとする。  
(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
11. 行使請求の効力 本新株予約権の行使請求の効力は、第10項に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された時に発生する。
12. 行使の効力発生 当社は、行使の効力発生後、実務上可能な限り速やかに、当該行使にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
13. 本新株予約権の行使に係る払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 福岡支店
14. 本新株予約権の発行に係る払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 福岡支店
15. その他 (1) 会社法その他法律の改正等により、本要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。  
(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

- (4) 本要項の規定に変更が生じた場合、当社は、本新株予約権者に対し、当該変更の内容を速やかに通知する。

以上